

相模原市協働ガイドブック

～ 共に手を携えたまちづくり「協働」

あなたも始めてみませんか ～



相模原市



協働フローチャート

- はじめに - 1

第1章 協働を知ろう！

協働の理念 2

- ・ 協働とは 2
- ちょこっとガイド「地域活動と市民活動」 3
- ・ 協働が求められる背景・理由 4
- ・ 協働の基本原則 5
- ちょこっとガイド「対等な協力関係とは...」 5

協働の構成 6

- ・ 地域を構成する様々な主体 6
- ちょこっとガイド「自治会について」 6
- ・ 協働の領域 7
- ちょこっとガイド「NPO法人（特定非営利活動法人）について」 7
- ・ 協働のかたち（協働の形態・種類） 8
- ・ 協働の効果 10

協働によるまちづくりの仕組み 11

- ・ 区制導入による特色あるまちづくり 11
- ・ 区民会議 12
- ・ まちづくり会議 12

第2章 協働に取り組んでみよう！

協働に関連する制度・施策等 13

地域活動関連の支援制度・施策 13

- ・ 地域活性化事業交付金 13
- ・ 街美化アダプト制度 13
- ・ その他（地域活動関連支援制度・施策） 15
- 自治会集会所の建設補助・融資等の支援
- 相模原市自治会連合会事務局支援・相模原市地区自治会連合会事務局支援
- 自治会掲示板、防犯灯の設置支援
- ふれあい広場の設置
- 自主防災組織活動・避難所運営支援

市民活動関連の支援制度・施策 16

- ・ 協働事業提案制度事業 16
- 協働事業提案制度事業 事例 18
- ・ 市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」 20
- 市民ファンド「ゆめの芽」 事例 21
- ・ さがみはら地域ポータルサイト「さがポ」 22
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）設立認証等事務 23

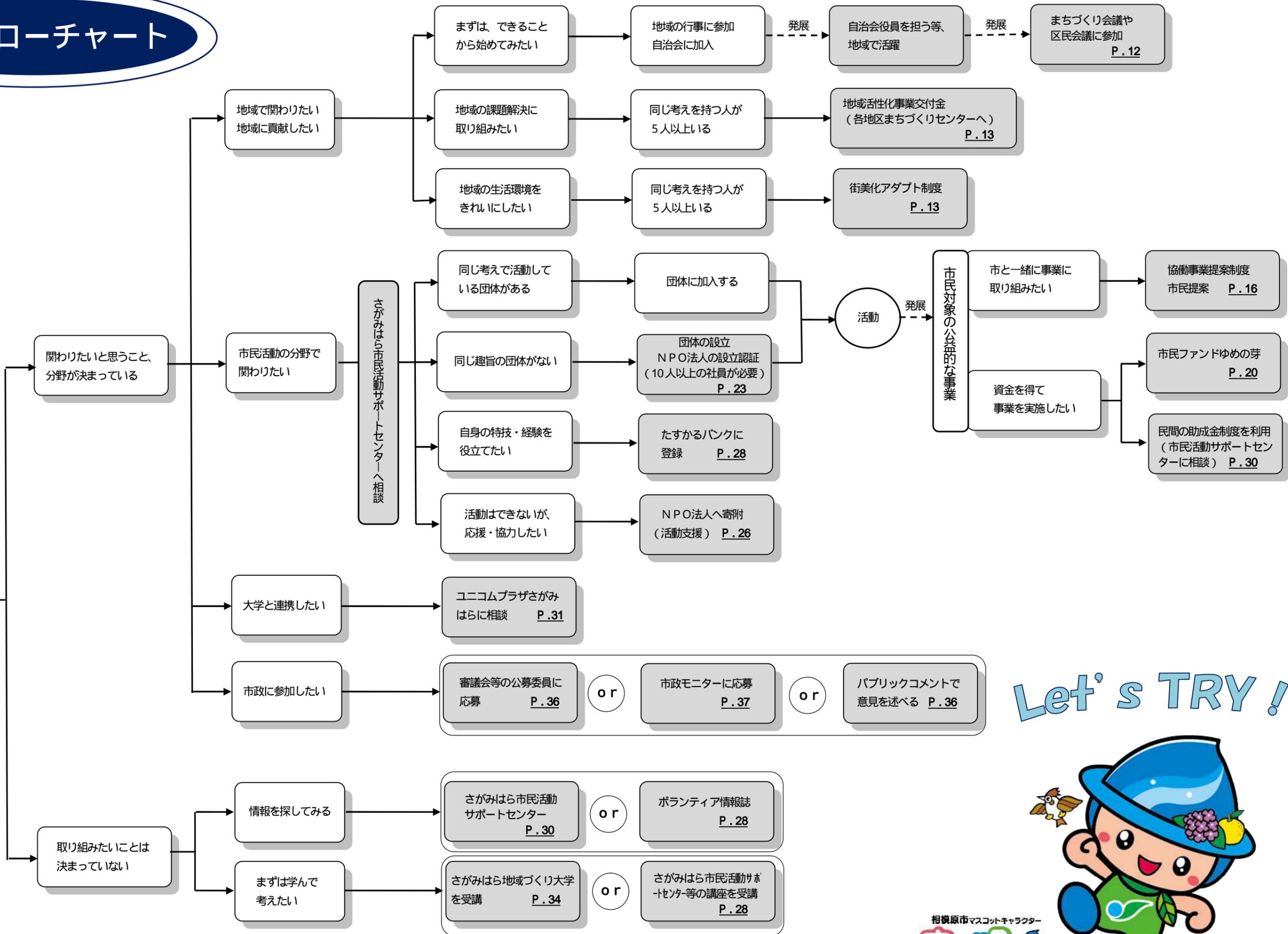
NPO法人成立までの流れ	24
ちょっとガイド「特定非営利活動とは...」	24
認定・特例認定制度について	25
認定・特例認定に対する税制上の優遇措置について	25
・ NPO法人への寄附	26
応援したいNPO法人を探してみよう！	26
寄附でNPO法人を応援しよう！	27
・ その他（市民活動関連支援制度等）	28
たすかるバンク	
NPOはじめの一步講座	
NPO“よろず”相談会	
ボランティア情報誌「つなげよう笑顔」の発行	
相模ボラディア（相模原市市民活動中間支援施設連絡会）	
協働推進のための拠点・施設等	30
・ さがみはら市民活動サポートセンター	30
・ ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）	31
・ その他（協働推進のための拠点・施設等）	32
ソレイユさがみ（男女共同参画推進センター）	
さがみはら国際交流ラウンジ	
相模原市環境情報センター	
各公民館	
その他の協働推進施策等	34
・ さがみはら地域づくり大学	34
・ 地域活動・市民活動ボランティア認定制度	34
・ 大学との包括連携協定	35
その他（市政への参加）	36
・ 審議会等及び協議会等の公募委員	36
・ パブリックコメント	36
・ 市政に関する世論調査	36
・ 市政モニター	37
・ ジュニア・市政モニター	37
資料編	
・ 相模原市市民協働推進条例	38
・ 相模原市市民協働推進基本計画	40
皆で担う地域社会を実現するためのイメージ図	42
・ 各施策担当課連絡先一覧	43
市民協働推進課	
各まちづくりセンター	

協働フローチャート



スタート

地域のために何かしてみたい



Let's TRY!



はじめに

少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、身近な公共的課題が複雑化・多様化する中、市民が自ら考え、共に行動し、まちづくりに参加することや、行政のみならず、市民、地域活動団体、市民活動団体、企業、大学等、地域を構成する多様な主体が手を取り合い、連携・協力していくことが求められてきています。

相模原市では、「皆で担う地域社会」の実現を目的に掲げて、平成24年3月に「市民協働推進条例」を制定し、条例の目的を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に「市民協働推進基本計画」を策定しました。本ガイドブックは、同計画の基本施策2「協働に関する学習機会の提供」の一つとして、協働の基本的な考え方や具体的な手順等を広く発信することを目的としています。

現在、協働の取組を進めている中では、様々な課題があります。

協働を進める人材育成を目的に、地域活動・市民活動を促進する上で必要な知識や技術を学ぶ場として平成27年度に開講した「さがみはら地域づくり大学」では、定年退職後のシニア層が受講者の大半を占め、若い世代の少ない状況が続いています。また、次期市民協働推進基本計画の策定に向け、平成29年6月に実施した「市政に関する世論調査」では、市民協働推進条例や市民協働推進基本計画、市の協働施策に関する認知度が全体の1～2割に留まっているとともに、「活動したい気持ちはあるが、やり方がわからない」といった意見が挙がっています。

また、市職員の協働への関心や理解を更に深めることは、市民と市の協働をスムーズに進める上で有用であり、協働による相乗効果も高まると考えられます。

このような背景から、協働に関する普及啓発を行い、多くの人が協働に取り組みやすい環境を整えることを目的に、本ガイドブックを作成しました。

本ガイドブックを手に取り、協働への理解を深めていただくとともに、皆様が「協働」を進めていく上での一助となれば幸いです。

「皆で担う地域社会」の実現へ向けて、共に手を携え、まちづくり活動をあなたも始めてみませんか。



第1章 協働を知ろう！

協働の理念

「協働」とは

「協働」については、「相模原市市民協働推進条例」第2条において、次のとおり定義しています。

市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動すること

この定義では、単に協力するというだけではなく、異なる主体がそれぞれ役割を分担し、自身の持つ特性を生かしながら、公共的な利益実現や課題解決という共通の目標に向けて、責任を持って取り組んでいくことを指しています。

また「市民」については、次のように定義しており、相模原市に住民登録のある住民はもちろんのこと、相模原市に通勤、通学される方のほか、相模原市で各種活動をしている方も含まれます。

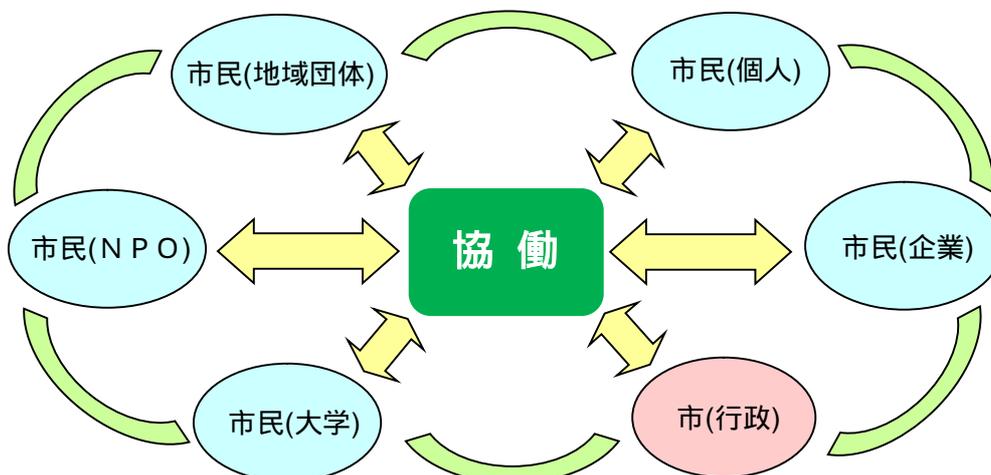
市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動するもの

「市民と市（行政）」だけでなく、「市民と市民」の協働について触れた点は、本市条例の特色の一つと言えます。

協働のイメージ図

条例で定義する「市民」は次のように様々です。

「市民と市（行政）」だけでなく、「市民と市民」が協働する取組もあります。



これらのことを踏まえて身の回りを振り返ってみると、今までに「協働」のかたちで進められてきた取組は少なからずあることが見えてきます。

ここ数年で出てきた新しい概念と身構えず、さまざまな「協働」のあり方について、柔軟な発想で考えていくことが大切です。



ちょこっとガイド

地域活動と市民活動

地域活動と市民活動をわかりやすく分けると、地域活動は、住む土地に基づいたつながり、いわゆる地縁を基礎とした一定の区域での活動を主とし、地域の課題解決に取り組むものです。

そして、市民活動とは、営利を主な目的としない、つまり収益を構成員等で分配せず活動に充て、市民の方が自発的・自立的に、一定の区域に限らず広く公共的な課題解決に取り組むものを指します。

地域活動とは 地縁を基礎
一定の区域を活動の場
地域の課題の解決を目的

例えば...

自治会、子ども会、PTA、老人会、消防団 など



市民活動とは 営利を主な目的としない
自発的、自立的
公共の課題の解決を目的

例えば...

NPO、一般社団法人、企業のCSR など



協働が求められる背景・理由

近年、少子高齢化や人口減少をはじめとして、経済状況の停滞、終身雇用形態の崩壊、地球温暖化による環境破壊など、様々な社会問題が複雑化しています。

また、ライフスタイルの多様化により、個人主義の高まりやコミュニティの希薄化が進んでいます。さらに、自治会加入率の低下や離婚率及び一人親家庭の増加、老老介護や孤独死、子どもの貧困、生活困窮など、現代社会を生きていくうえで様々な課題が生じています。

自治体においても、扶助費（社会福祉に係る経費のこと）が増大し、財政状況が厳しくなっており、限られた予算の中で工夫しながら、有効に施策を推進していくことが求められています。

様々な市民ニーズに応えていくためには、市民と市、市民と市民が協働して、質の高い、多様なサービスを実施していく必要があります。

（１）多様化・複雑化する市民ニーズへの対応

社会的な課題や市民のニーズが多様化・複雑化する中で、これらの課題やニーズに対し、公平性や一律性を重視せざるを得ない行政サービスの限界や、組織の人員面、財政面での制約などから、そのすべてを行政が担うことは著しく困難な状況となってきています。

（２）活発化する市民活動

市民が主体となってNPO法人をはじめとする多くの市民活動団体が形成され、その特性を生かし様々な社会貢献活動や公的なサービスの提供が行われており、市民主体のまちづくりにとって、その存在はなくてはならないものとなってきています。

市民活動を支援する拠点として、平成14年10月に設置された「さがみはら市民活動サポートセンター」の団体登録者数は、平成30年3月末現在、383団体となっています。

（３）市民主体のまちづくりの必要性

近年はいわゆる団塊の世代の退職が進み、市民活動の担い手になりうる市民が増えつつあるとともに、「自分自身の生きがいのため」や「自分の知識や経験を生かす機会がほしい」などの理由により、地域活動を通して社会に貢献したいという意識が高まっています。

このように、市民の活力を生かしながら市民が主体となって、行政とともにまちづくりを進めることが地域の課題解決にとってますます重要であると考えられます。

課題の解決に向けては、市民の視点や意見を踏まえた政策立案を行っていくとともに、様々な主体がそれぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいくことが大切です。

市民がまちづくりに積極的に関わることが「皆で担う地域社会」の実現に向けた「はじめの1歩」となるのです。

協働の基本原則

協働を円滑に進めて行くには、パートナーとの間に協働のためのルールが必要となります。そこで、次の協働の基本原則をお互いに理解し、例えば協定書を取り交わすなど、ルールを明文化することが重要です。

「協働の基本原則」については、「相模原市市民協働推進条例」第4条において、次のように定めています。

(1)相互理解	相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。 協働の主体は、対話や情報交換を通じて相互理解に努め信頼関係を築くとともに、互いの長所・短所を認識した上で、それを相互に補い合うという意識・姿勢が必要です。
(2)目的共有	協働の目的を明確にし、共有すること。 協働の主体は、協働により達成しようとする目的を双方で共有するとともに、実施の各段階で目的を明確にしたうえで、常に再確認しながら事業を進める必要があります。
(3)役割合意と協力	互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。 協働の主体は、互いの役割分担や責任の所在を明確化するとともに、協働で実施した事業の成果について共有する必要があります。また、双方が同じ課題解決の当事者であると認識し、それぞれの役割分担に応じて対等なパートナーとして取り組む必要があります。
(4)自立	互いに依存することなく、自主的に行動すること。 協働の主体は、それぞれが独立した存在であり、互いの違いや特性を認め、自主性・主体性を尊重しながら事業を進める必要があります。
(5)透明性の確保	常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。 協働に参加する機会は、様々な主体に公平に開かれている必要があります。また、協働する相手方の選定基準や選定方法、実施のプロセス、成果に関する情報は市民に公開し、その透明性を確保する必要があります。

これらに基づいて行動するためには、相手を理解し、話し合い、協議をする場が不可欠です。

ちょこっとガイド

対等な協力関係とは...

協働で取り組む際には、平等に役割（仕事・経費等）を担う必要はありません。

協働による効果を最大限に高めるには、お互いが持つ力を十分に生かし、相乗効果を発揮することが必要です。特にパートナーの経験が浅い場合や個人がボランティアとして参加する時にも、自由に意見を交換でき、お互いに納得して協働を進める関係を築くことが必要です。

協働の構成

地域を構成する様々な主体

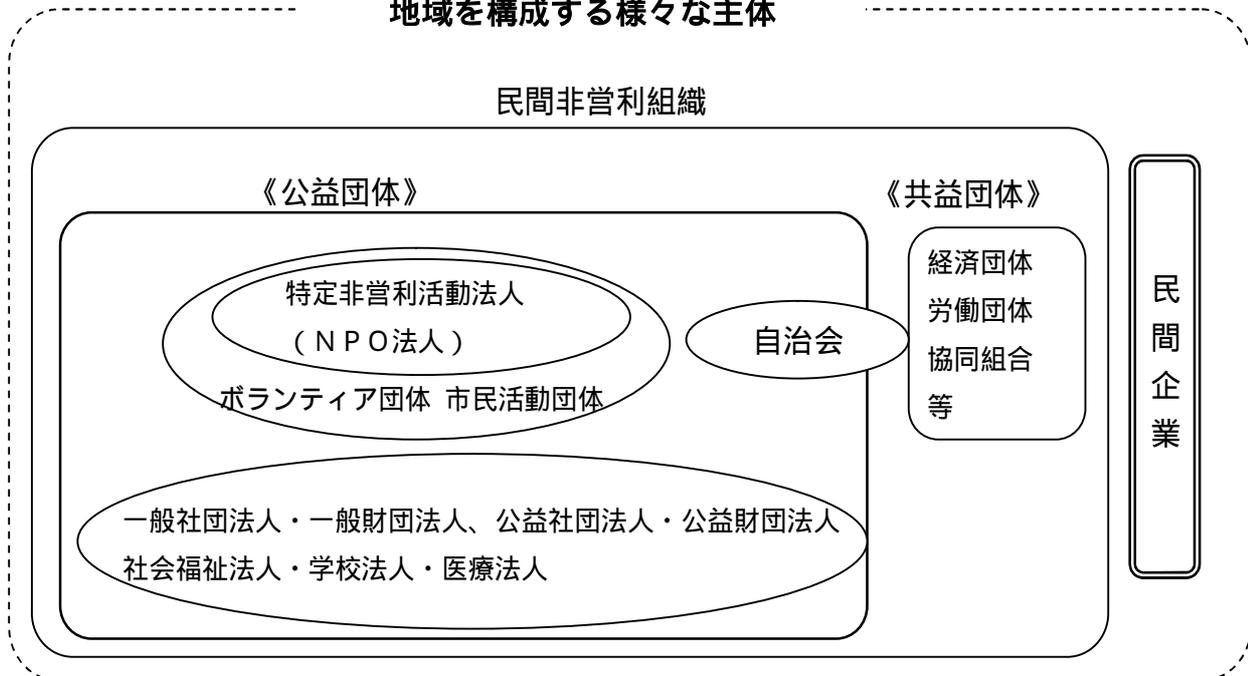
地域を構成している主体には様々なものがあります。

個人単位での市民のほか、地域活動団体としては、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、子ども会、小中学校のPTA等が挙げられます。

また、市民活動団体としては、様々な分野で活動を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体があり、そのほかに大学や企業、法人等、立場が異なる主体それぞれが地域で活動を行っています。

それぞれの分野に留まらず、新たな連携を模索することは容易ではないかもしれませんが、共通の課題に向けて協働し、解決に進んだ時の充実感や達成感は、代えがたい財産となるはずです。

地域を構成する様々な主体



ちょこっとガイド

自治会について

自治会は自主的・自立的な組織として、防災、防犯、交通安全、環境美化、福祉などの地域全体の共通課題を地域住民が力を合わせて解決するために話し合いや活動を行うほか、地域コミュニティの場でもあります。

住民の意思や要望などを市政へ反映させるパイプ役として重要な役割も担っています。



協働の領域

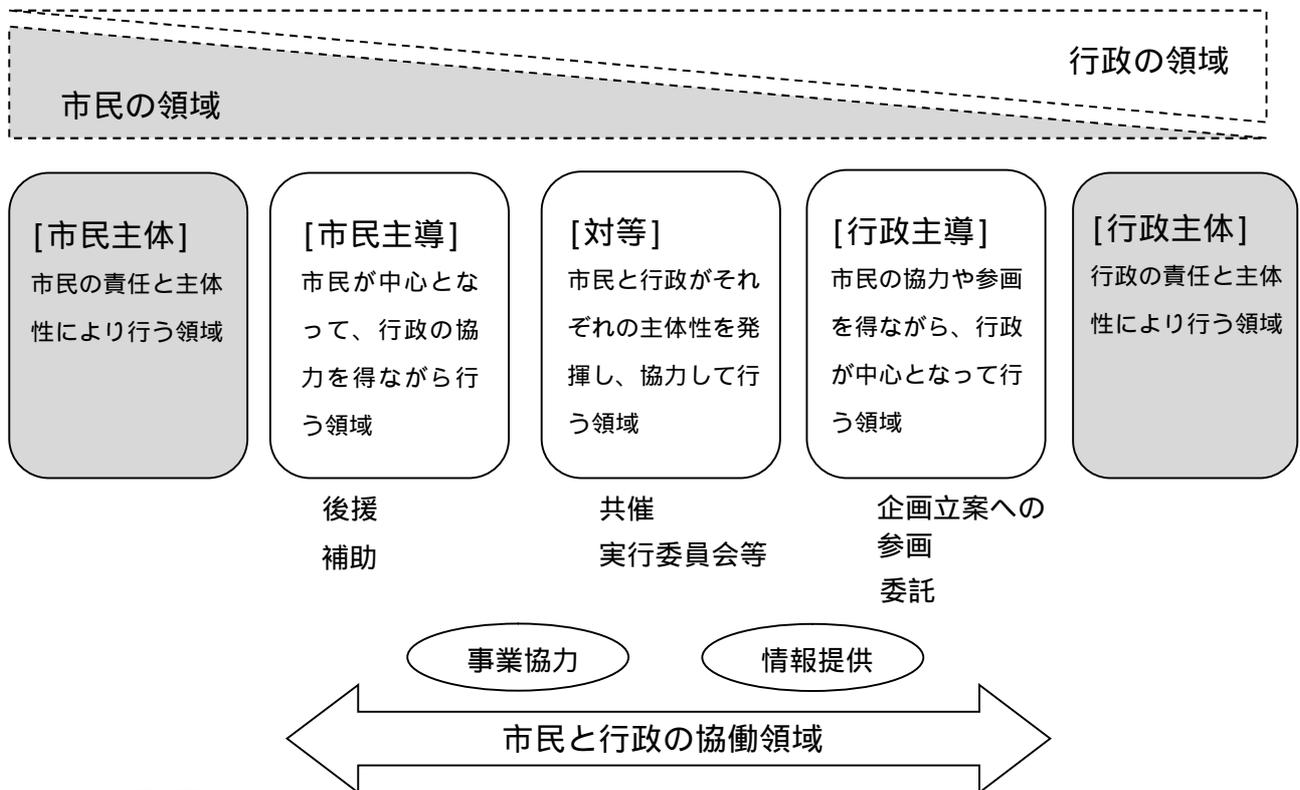
協働を進める上で、様々な協働のかたちで事業をより効果的に進めるためには、市民活動団体と市の役割、事業が目指す方向を考えながら、適切な協働の関係づくりに努めていくことが必要になります。

(1) 協働の領域

市民（個人や市民活動団体、事業者など）が行っている取組には、広い社会性や公共性を持つものがあり、行政の施策や対象と重なる部分があります。

このようにお互いに重なり合う部分が協働の可能性のある領域で、概念的に整理すると、次のとおりになると考えられます。

【協働の領域と概念図】



ちょこっとガイド

NPO法人（特定非営利活動法人）について

NPOとは「Non Profit Organization」の頭文字を取った言葉であり、日本語では「非営利組織」や「民間非営利団体」と訳されます。株式会社など「営利」を目的とする組織とは異なり、不特定多数のものの利益のために活動する「営利を目的としない組織」で、NPO法人は、特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づいて設立した「法人」のことを指します。

「営利を目的としない」とは、活動によって得た利益を構成員で配分しないということを意味します。団体の活動で収入があった場合には、事業費や人件費、交通費などの必要経費に充て、さらに剰余金（利益）が生じた場合、次年度の事業に使います。

協働のかたち（協働の形態・種類）

前ページの図にあるように協働の領域があり、様々な協働のかたちがあります。協働の事業を企画するときには、事業に相応しい協働の関係を把握・検討することで、事業をより効果的に進めることができると考えています。

形態	内容	効果等
共催	パートナーと市が共に主催者となって、共同で事業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画段階からの協働が可能で、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。 ・協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークを活用できる。 ・一方が主導したり、役割分担が偏らないようにする必要がある。
後援	市民活動団体等が主体となり実施する事業が、市の政策目的に合致する場合、市が後援名義の使用を認めて事業支援を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が後援することで、市民活動団体が行う事業の社会的信用が高まり、市民の理解・参加が促進されやすくなる。 ・後援は、団体ではなく事業に対して行い、事業ごとに公益性の有無を判断し、行う必要がある。
実行委員会等	パートナーと市が実行委員会や協議会を構成し、実行委員会が主催者となり事業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業を実施するために組織化されており、目的が明確で共有しやすい。 ・企画段階からの協働が可能で、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。 ・協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークを活用できる。 ・集団で意思決定を行うため、責任の所在が曖昧にならないよう、互いの役割と責任を明確にしておく必要がある。
事業協力	パートナーと市が、双方が持つ人材や情報等を提供し合い、それぞれの特性を生かせる役割を担い、一定期間、継続的な関係により事業を協力して行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの特性が生かされ、単独で実施するよりも効果の高い事業を実施できる。 ・協働主体のそれぞれが持つノウハウやネットワークを活用できる。 ・双方が十分協議の上、目的や役割分担を明確化し、協定を締結する必要がある。
情報提供	パートナーと市が事業を行う際に、双方が持つ情報を提供し合ったり、意見の交換等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの情報を交換し合うことで、情報収集の効率化や情報の共有化が進み、事業効果を高めることができ、新たな地域課題の発見、市民ニーズの把握につながる。 ・意見を交換することで、互いの考え方の共通点や相

		<p>違点が明確になり、相互理解と信頼関係の構築につながる。</p>
委託	<p>市が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を生かして、より効果的な取組を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーが持つ特性が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能になる。
補助	<p>パートナーが主体となっ て行う公益性の高い事業 に対し、市が資金面で協 力すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が対応しにくい事業やきめ細やかなサービスを行う事業を支援することで、事業効果が高まり、市民ニーズに即した多様なサービスが提供できる。 ・団体の運営基盤の強化、成長につながり、市民活動が促進される。 ・補助金を継続的に交付すると行政依存になり、団体の自主性・自立性が希薄化するため、時限性を持つ必要がある。

協働の効果

協働を進めていくことで、次のような効果が考えられます。

(1) 多様化、複雑化する市民ニーズへのきめ細やかで柔軟なサービスの提供

市は、すべての市民に公平・平等なサービスを継続的・安定的に提供しよう努めていますが、その反面、個別的な市民ニーズの対応や機動性については、必ずしも十分だとはいえない面があります。そこで、パートナーと協働することにより多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応し、質の高い柔軟なサービスの提供が可能になると考えられます。

(2) 行政の効率化、意識及び経営改善

協働を行うことにより市政の透明性が高まります。また、社会的な課題を自発的に解決しようとする使命に基づいて活動する市民活動団体と協働し相互に補完することで、高い相乗効果が生まれ、結果として限られた経費でもサービスの質が向上し、効率化が図られることが期待できます。また、協働を進める過程で、パートナーからの提案や新たな課題の発見などを通じ、新たな事業の実施や既存事務事業の見直しにつながると考えられ、市の意識及び経営改善が図られます。

(3) 職員の意識向上

パートナーとの議論や目標達成に対する取組などにより、相互理解が深まり、お互いの組織や活動の活性化と市民の立場に立った職員の意識向上が図られます。

(4) 市民参加の一層の促進

行政の施策に対して意見を表明し、行政とともに同じ目的に向かって、対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、補完・協力していくことは、行政の施策の実施過程への参加を促進するとともに、地域の課題解決、まちづくりに向けた一層の市民参加の実現につながることになります。

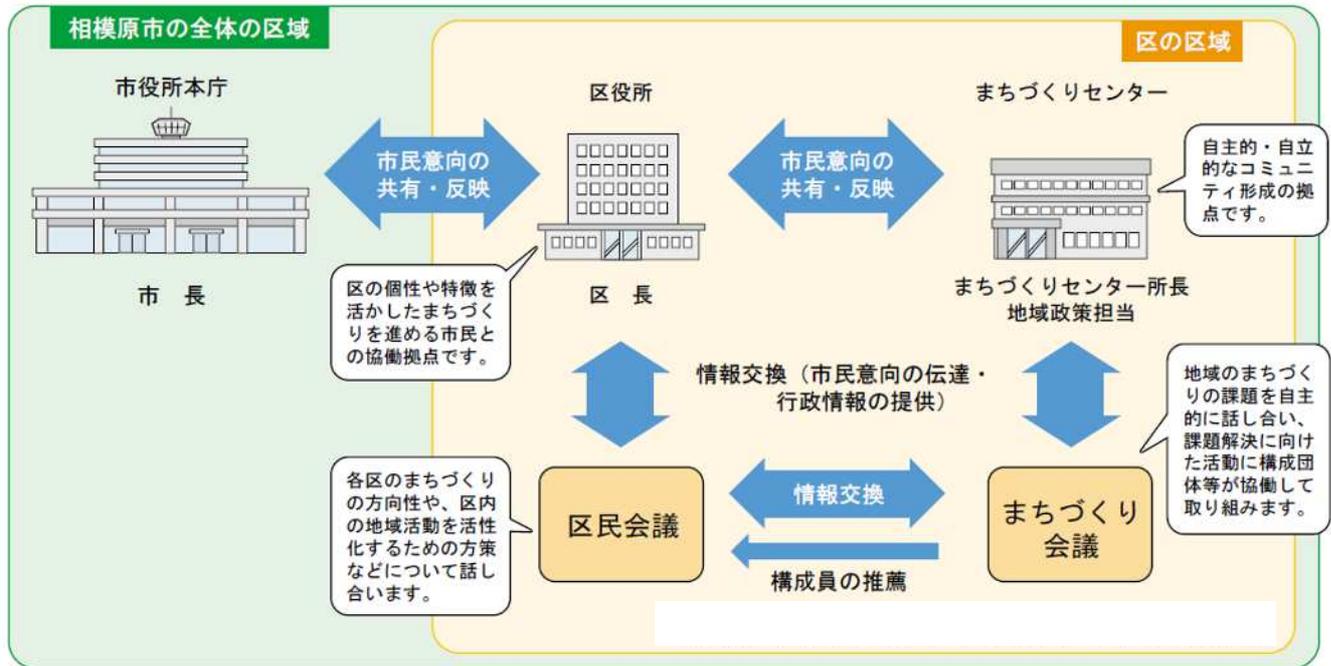
(5) 市民主体のまちづくりの推進

市民活動団体は、市と協働することで行政の持つ知識やノウハウを吸収することができ、新たな人脈・ネットワークを形成したり、運営能力が向上するなど、団体としての成長が促進されます。このような団体が多様な分野で実績を重ねていく中で、市民のまちづくりへの参加意識が向上するとともに、地域全体の課題解決力が高まり、市民主体のまちづくりが推進されるものと期待されます。



協働によるまちづくりの仕組み
区制導入による特色あるまちづくり

相模原市では、平成22年の政令指定都市移行の際に区制を導入し、緑区・中央区・南区の3区を設置し、本市の歴史や特性を考慮して22のまちづくり区域を定めました。相模原市の協働によるまちづくりの仕組みとしては、次の形態になっています。



市役所本庁では、細かな市民のニーズを取り入れることは難しくても、その地域の課題によって区役所やまちづくりセンターが対応できる仕組みとなっています。

また、各区役所や各まちづくりセンターが連携し、情報の共有や市民の意向を伝達することで市民サービスの向上を図っています。

各地区の特色（自然・歴史・工業・商業・大学・住民層）等を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しており、これは、今後も継続していくことが必要です。



区民会議

平成22年4月の区制施行に伴い、区の課題やまちづくりの方向性について協議を行う場として設置された市の附属機関（注）です。

（注）附属機関とは、法律や条例に基づき設置されるもので、市民や専門家の意見を行政に反映させるため、審査や調査などを行う機関のことです。

区内のまちづくり会議や公益的活動を行う団体から推薦された関係者、区内の住民（公募）、学識経験者等25人以内で構成され、区域内のまちづくりに関する次のような事項について話し合い、提案などを行っています。

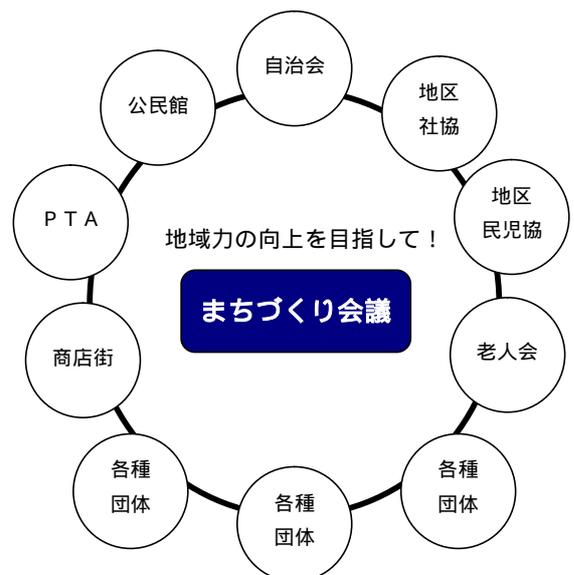
- 市長より諮問される事項
- 魅力や住みよさを高めること及び地域課題の解決
- 地域活動団体等の活動支援や活性化
- その他区民会議の目的達成に必要な事項



まちづくり会議

地域において公共的な活動をしている団体等が、各地区の「地域力」を高めるため、地域資源の発見、課題解決、魅力づくり、行政に対する要望のとりまとめなどについて話し合い、自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を、構成団体等が協働して行うための会議体です。

自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、PTA等、各地区で活動している団体の代表者のほか、公募委員や有識者等、地区の特性や実情に合わせた委員構成となっています。



第2章 協働に取り組んでみよう！

協働に関連する制度・施策等

ここまで、協働とは何かについて、理念や構成の観点から触れてきましたが、ここからは、相模原市における協働支援施策や制度について紹介します。

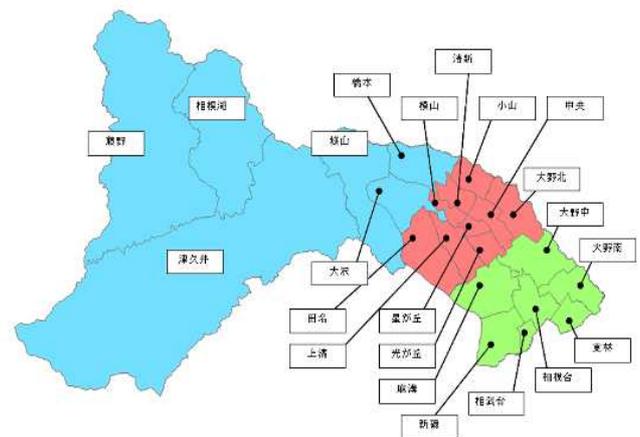
地域活動関連の支援制度・施策

地域活性化事業交付金

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付されます。

申請事業については、原則、まちづくり会議の意見を踏まえて区役所が審査を行い、交付対象事業及び交付額を決定します。

市内22地区のまちづくり区域



交付対象団体 構成員が5名以上の団体

交付対象事業 各地区の活性化や地域の課題解決に資すると認められる事業

交付申請 **各まちづくりセンター**に申請してください。交付は審査を行い決定します。
(連絡先は、資料編43ページに掲載)

街美化アダプト制度

公園、緑地、道路、河川敷等の公共スペースの美化活動を市民の皆さんが自発的に行い、市が活動を支援するという、市民と市の協働によるまちづくりを実施する制度として、平成15年から行われています。

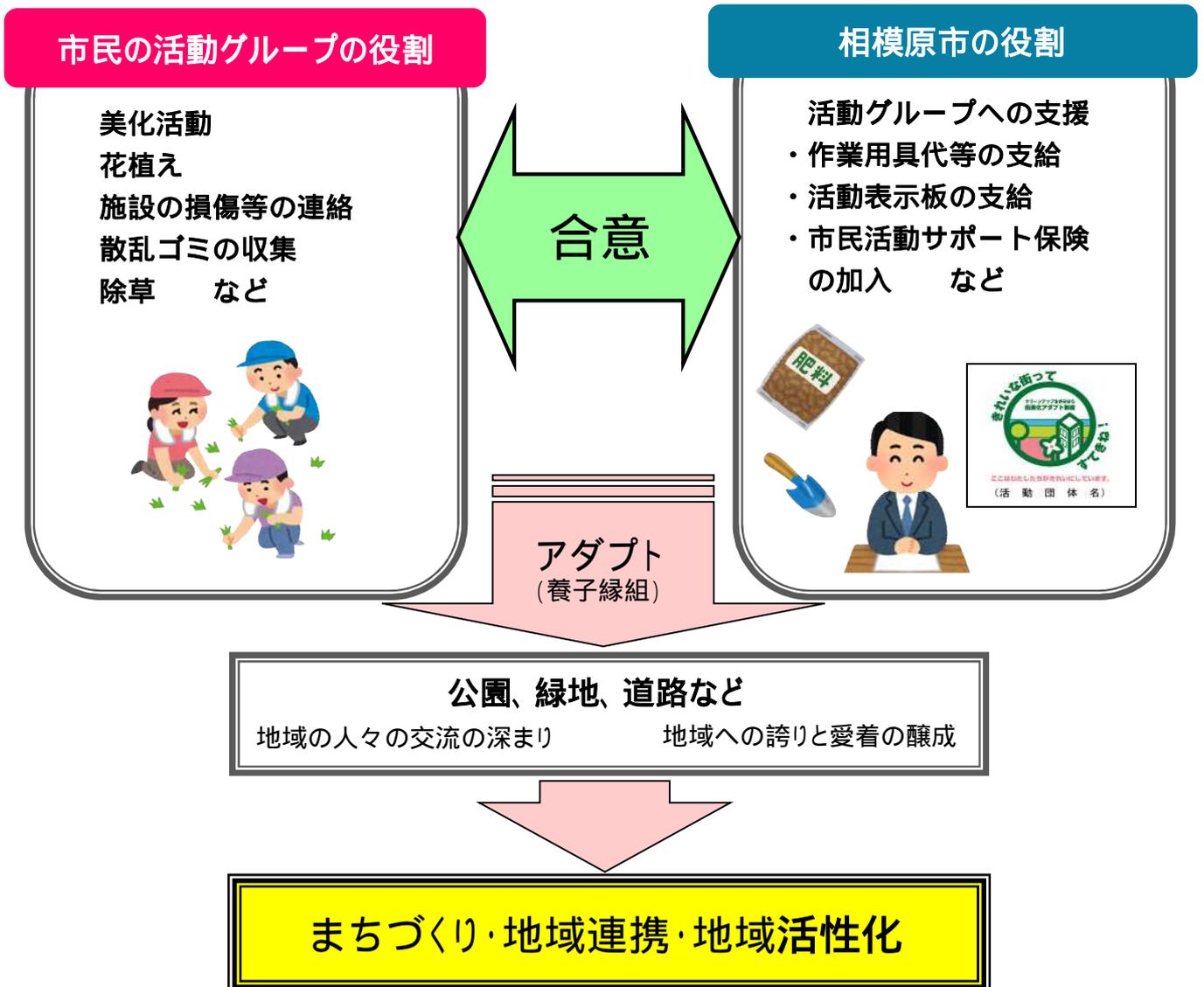
市民と市がお互いの役割を分担し、合意に基づき、清掃や花植え等の美化活動を進めます。

アダプトとは、英語で「養子縁組をする」という意味で、公園や緑地などをわが子のように慈しみ、世話をすることから名付けられました。

現時点で、市内約700箇所で開催されています。



街美化アダプト制度の仕組み



街美化アダプト制度の実施の流れ

アダプト活動を希望される方は、各公共施設の整備・維持管理担当課または、市民協働推進課へご相談ください。

活動は5名以上のグループで行っていただきます。活動グループと市でそれぞれの役割分担について協議し、合意書を締結します。

合意書に基づき、活動を行ってください。(市は活動支援を行います。)

年度末には、活動報告書を提出してください。

その他（地域活動関連支援制度・施策）

地域活動に対する支援制度や施策としては、先に挙げた「地域活性化事業交付金」や「街美化アダプト制度」のほかに次に掲げる支援を行っています。

自治会集会所の建設補助・融資等の支援

自治会活動の拠点や地域コミュニティの形成の場となる自治会集会所の建築等に対する補助を行っています。

相模原市自治会連合会事務局支援・相模原市地区自治会連合会事務局支援

単位自治会が集まり1つのブロックをつくり形成される「地区自治会連合会」や、市内の22地区自治会連合会会長が理事となり形成される「相模原市自治会連合会」の事務局支援を行っています。

自治会掲示板、防犯灯の設置支援

地域や行政からの情報を周知するためのポスター等掲出用の自治会掲示板や、自治会が管理する防犯灯（市の管理対象外）の設置や維持管理に要する補助を行っています。

ふれあい広場の設置

地域住民のコミュニティ活動を促進するための場として、多目的に利用できるふれあい広場（1,000㎡～2,000㎡）を設置しています。街美化アダプト制度を活用し、地域住民で組織される「広場管理運営委員会」等において管理を行っています。

自主防災組織活動・避難所運営支援

自治会を中心とする「自主防災組織」、その避難所となる「避難所運営協議会」に対して、補助を行っています。

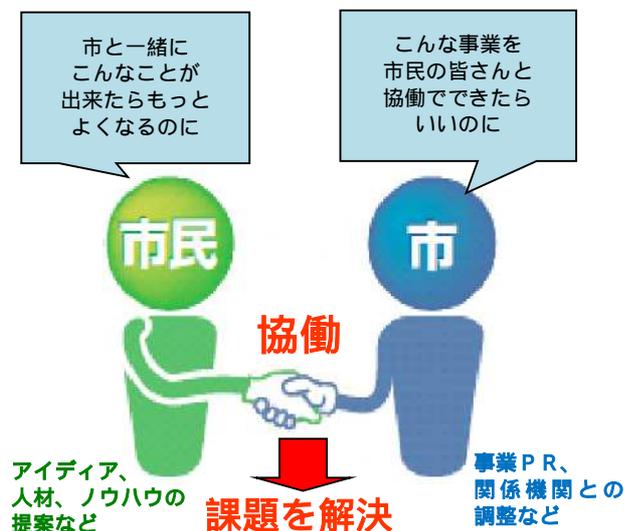


市民活動関連の支援制度・施策

協働事業提案制度事業

この制度は、「相模原をもっと良くしたい」「地域の課題を何とか解決したい」など、日頃から感じる公共的な課題を、市民と行政がお互いの提案をもとに協働することによって、効果的に解決していく仕組みとして、平成20年度からスタートしたもので、現在、特定非営利活動法人市民フォーラムさがみはらと市で協働運営をしています。

事業提案の募集は5月頃から開始し、提案をいただき、協議、審査等を経て事業化します。協働事業提案制度で実施する事業は、最大3年間実施することができます。



対象団体

- ・ 構成員が5名以上の団体で、1年以上継続して活動していること
- ・ 相模原市に活動の拠点を置くことができること
- ・ 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めており、適切な会計処理を行っていること

対象事業

行政と協働により地域の課題や社会的課題の解決を実施する事業

市負担金

事業に必要な総額費用に対して、初年度は90%以内で負担します
一部の経費には市負担金の上限金額があります

市民提案型協働事業（主体的に事業実施が可能な団体の提案に限る）

～市民の皆さんが捉えた悩みのタネを解決する～

課題設定（テーマ）はありません。

市民の皆さんの日ごろ感じている公共的課題に対し、市との協働により効果的に解決が図られると思われる解決方策について、自由な発想による提案を募集します。

行政提案型協働事業（主体的に事業実施が可能な団体の提案に限る）

～市が捉えている悩みのタネを解決する～

市が捉えている課題で、市民の皆さんと協働して進めたいと思っている事業のテーマを、あらかじめ行政からの提案として提示します。

市から提示された概要書に基づき、市民の皆さんが考える具体的な事業実施の企画（提案）を募集します。

行政提案型協働事業には、既存事業を協働化するもの、新規事業の展開にあたり協働して取組を検討しているものなどが考えられます。

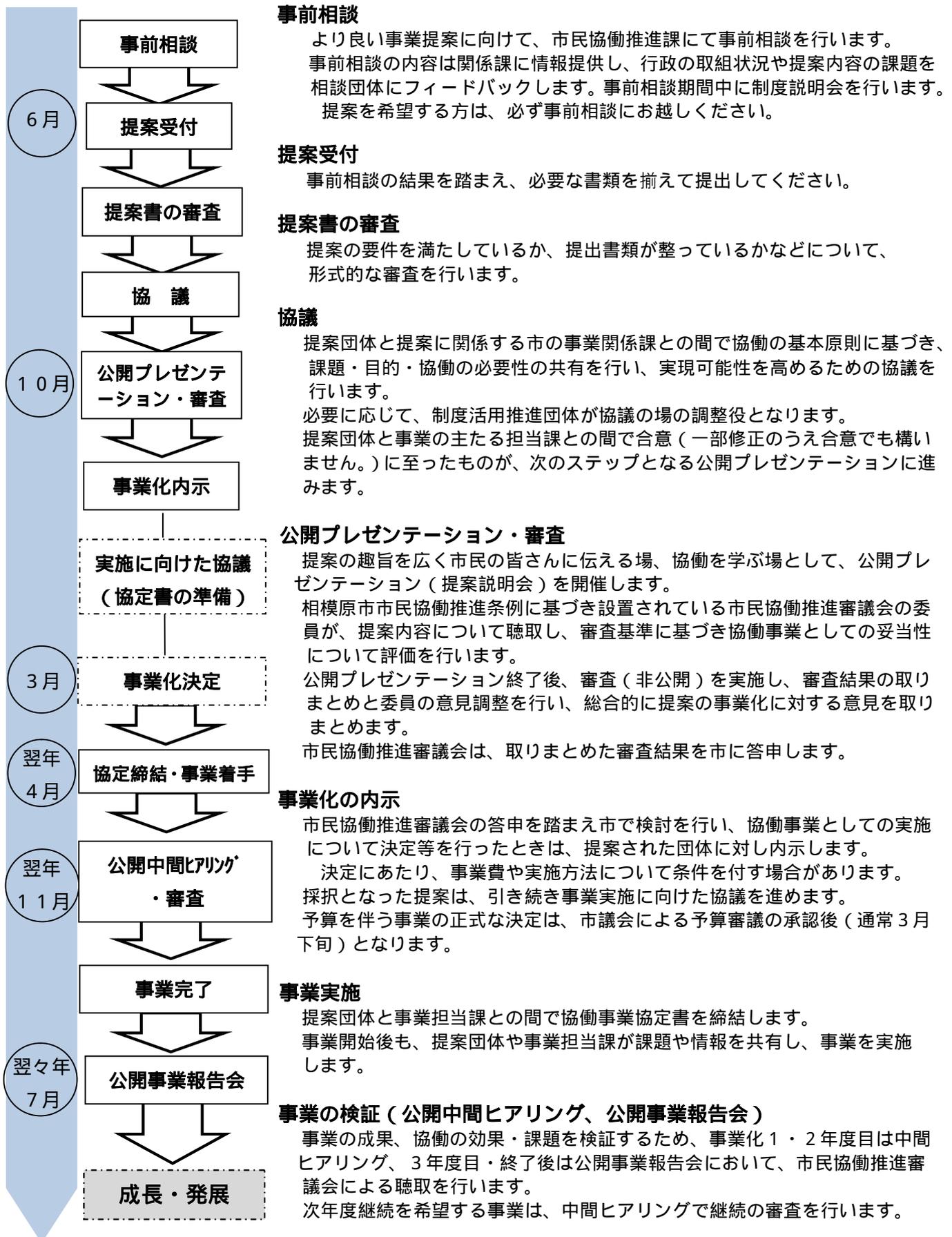
アイデア提案（個人の方も提案できます）

～人材が揃っていない・事業計画の熟度がもう一步など、市民提案の要件が不足している場合に～

市民の皆さん同士で知恵と力を合わせながら、少し時間をかけてアイデアを成長させ、事業提案に結びつけるための仕組みです。

簡単な様式に提案（思い）をお書きいただき、記載内容を登録・公開します。

提案制度のフロー



【相模原市内ことばの道案内作成・提供事業】

市民提案

団体名・担当課名 特定非営利活動法人ことばの道案内 / 障害福祉サービス課

実施時期 平成27年度から平成29年度まで

事業内容 視覚障害者の外出支援・社会参加の促進のため、駅から公共施設等への道のりに関する音声ガイダンス用の原稿を作成し、ホームページで公開するもの

事業実績・効果

(1) 「ことばの道案内」のルート作成・公開

相模原市視覚障害者協会の意見をもとに、市と実施団体でルート対象施設の選定を行った。また、同協会やボランティアの協力を得て、実施団体による現地調査でルートの原稿を作成し、ホームページで公開した。

(2) 点字ブロック敷設改善提案

現地調査の過程で把握した点字ブロックの敷設を改善する必要がある箇所について、市の担当部署に提案書を提出した。

(3) 市民ニーズに対応できた点

視覚障害者目線で事業を実施できるように、地元当事者団体である相模原市視覚障害者協会の意見をもとに、ルート作成対象施設を選定したほか、点字ブロック改善提案を管理者に提出することができた。

(4) 行政の効率化につながった点

視覚障害者の外出方法の選択肢が広がり、ガイドヘルパーが付き添わない単独での外出も、個人差はあるが可能になっている。また、点字ブロックについて、市の担当部署に改善提案を行ったところ、早期に一部の提案箇所の修繕等の対応ができた。

【ルート作成実績】

27年度：新規10施設34ルート
28年度：新規11施設52ルート
29年度：新規5施設72ルート
メンテナンス5施設18ルート

【提案箇所】

27年度調査対象分：6箇所
28年度調査対象分：4箇所
29年度調査対象分：2箇所

協働事業としての実施期間（3年間）終了後の事業展開

提案団体から市内の当事者団体（相模原市視覚障害者協会）に事業を引き継ぎ、協働で事業継続



団体
コメント



全国的に「ことばの地図」を13年にわたって作り続けてきましたが、ここ相模原で、市との協働事業が決まり、今までの経験を生かし、活動がスムーズに行えました。市内の視覚障害者と市民に「ことばの地図の作り方」を伝え、共につくり、ウェブサイトにて無料で情報提供ができました。

行政
コメント



提案団体とご協力いただいた相模原市視覚障害者協会と市の3者が協働したことで、それぞれの持つ強みが発揮され、利用者目線に立って、効果的に事業を実施できました。

団体名・担当課名 相模原塗装協同組合 / 特定非営利活動法人きこり / 交通・地域安全課

実施時期 平成28年度から平成30年度まで

事業内容 放置されている落書きを消去して、きれいにすることで落書きを抑止するとともに、消去作業の大変さを体験・見学すること及び落書き行為が発生しやすい場所等に、あらかじめ絵画等を描くことで、落書きを防止する事業

事業実績・効果

(1) 落書き消去キャンペーンの実施

28年度：橋本駅南口周辺にて6月に実施、2時間で約40箇所の落書きを消去
42名参加（自治会、商店街、関係事業者を含む）

29年度：相模大野駅北口周辺にて7月に実施、2時間で約60箇所の落書きを消去
37名参加（自治会、商店街、関係事業者を含む）

30年度：相模原駅南口周辺にて6月に実施、2時間で約50箇所の落書きを消去
42名参加（自治会、商店街、関係事業者を含む）

(2) 壁面絵画の設置

28年度：「やすらぎの道立体」（緑区）にて3月に実施（原画は多摩美術大学の学生が制作）

29年度：「鶴の台立体」（南区）にて3月に実施（原画は市立鶴の台小学校の児童が制作し、特定非営利活動法人きこりの通所者も協力）

30年度：「淵野辺立体」（中央区）にて3月に実施予定
（原画は特定非営利活動法人きこり等の通所者が制作）

(3) 市民ニーズに対応できた点

駅前周辺の落書きを一斉に消去することにより、放置されていた落書きが減少し、環境を大きく改善することができた。

(4) 行政の効率化につながった点

キャンペーンに参加し、実際に作業をしたり、見学することによって、落書きの消去の大変さや落書き行為の迷惑性を実感することで、市民の落書き防止に対する意識の向上に繋がるとともに、参加者に消去方法を知ってもらうことで、今後、管理者の自発的な消去や地域の団体での消去活動が増えていくことが期待される。

協働事業としての実施期間（3年間）終了後の事業展開

市で実施している消去用具貸出事業を活用し、今後も3者で協力して落書き消去キャンペーンを継続する。



団体
コメント



「落書きの消去」などは各々が単独でも実施することができるかもしれませんが、協働により得意分野を活かす事で、調整がよりスムーズに行える、新たな協力者や専門的な技術を得ることができる等の相乗効果を発揮し、さらにそのノウハウをそれぞれが蓄積することができたと思います。

行政
コメント



共に「落書きのない安心して暮らせるまち」を目指し、それぞれが得意分野を担当して事業を実施することで、市民団体の持つ専門的な見解や様々なアイデアのもと、事業を実施することができました。

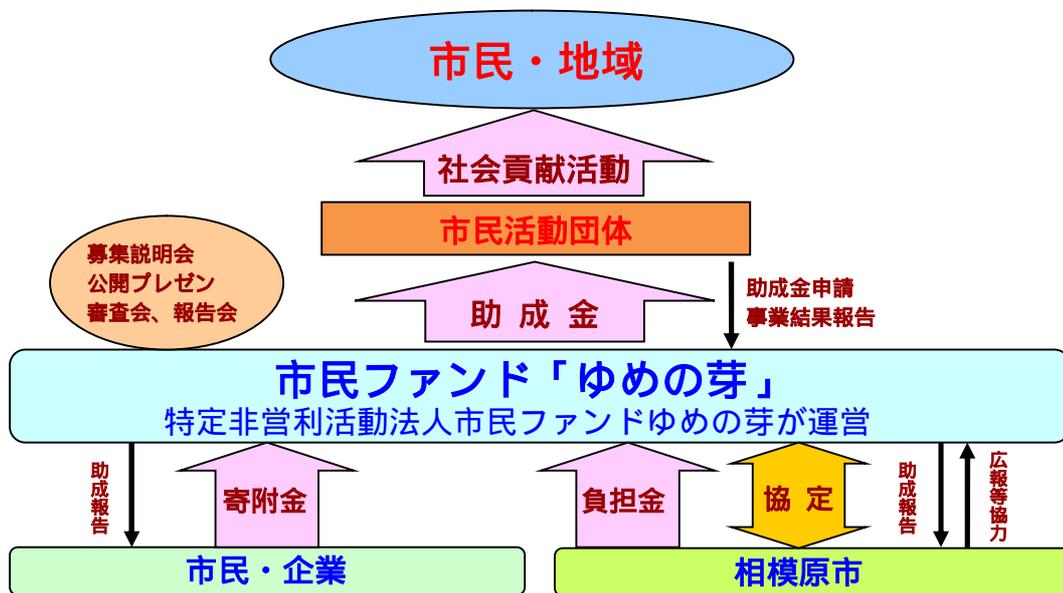
市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」

市内で活動する市民活動団体が市民を対象とした公益的な事業を実施する際、その活動費を助成するファンドです。

市民と行政が役割分担に基づき、社会貢献活動を行う市民活動団体の活動の活性化を図るものとして、平成20年度からスタートしました。

市民の皆さんや企業等から寄附を募り、市は集まった寄附金と同額をファンドに支出して資金としており、助成事業は毎年公募を行い、選考した結果、助成金を交付します。

助成事業の募集は、例年10月過ぎから2か月間程度を予定しており、募集要項は、さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはらのほか、各区役所地域振興課や各まちづくりセンターに配架しています。



助成対象団体

- ・ 構成員が5名以上の団体
- ・ 会則または規約を定め、継続的な活動を実施、または予定していること
- ・ 相模原市に活動拠点があること

助成金額と種類

ファーストステップコース ... 活動初期を支援

対象：設立後3年未満の団体（応募日現在）

助成額：総事業費の90%以内で10万円以内（学生主体の場合は100%以内）

ステップアップコース ... 活動の更なる発展を支援

対象：設立後3年以上の団体（応募日現在）

助成額：総事業費の80%以内で50万円以内

【連絡先】特定非営利活動法人市民ファンドゆめの芽

TEL 042-752-0885 FAX 042-756-0973

メール fund@yumenome.com ホームページ <http://www.yumenome.com>

【市民ファンドゆめの芽 事例】～今までにこんな取組が行われています～

【こども食堂（みんなの食堂）支援事業】

ファーストステップコース

- 団体名** フードコミュニティ
実施時期 平成29年度、平成30年度
事業目的 地域で開催しているこども食堂（みんなの食堂）を支援することで、食の格差及びフードロスの削減を図るとともに、地域コミュニティの場をつくる。
事業内容 農家や一般市民から提供された余剰食材をこども食堂（みんなの食堂）に提供することで支援を行う。

【相模原てらこや 夏のこども会】

ファーストステップコース

- 団体名** 特定非営利活動法人創志館 相模原てらこや
実施時期 平成29年度、平成30年度
事業目的 核家族化の増加や地域での子ども会活動の減少等により、子ども達が「感動体験」をできる場が減少しているため、青少年世代が他世代との交流によって共に育つ環境を提供する。
事業内容 青少年が様々な世代と交流する体験プログラムや昔遊び体験を行う。

【高齢者の介護予防と「終活」学習と健康活動】

ステップアップコース

- 団体名** シニア活動の森
実施時期 平成28年度、平成29年度、平成30年度
事業目的 高齢者自身が介護予防や終活に関する知識を得て自立して行動していくことで、健康で充実した生活を送れるよう支援する。
事業内容 介護、終活、医療、健康をテーマにした講座を実施し、介護予防や健康維持に取り組む。
サークルの結成と活動支援により講座開催以外に参加者が自主活動できるよう支援する。

【がくし寄席】

ステップアップコース

- 団体名** NPOユウラック
実施時期 平成28年度、平成29年度、平成30年度
事業目的 大学生の落語を実施し、学生の技術向上の場であると同時に参加者の応援と憩いの場を提供することでコミュニケーションの場をつくる。
事業内容 地元大学の学生による寄席を年2回開催し、皆で楽しく笑う機会と、参加者同士のコミュニケーションの場とする。

さがみはら地域ポータルサイト「さがポ」

(相模原市民による市民のための情報ネット)

幅広い分野で活躍している市民活動団体を紹介する「団体ホームページ」や、身近な情報掲示板など、相模原市内のお役立ち情報が見つかるサイトで、市と民間団体が協働で運営しています。

サイトの閲覧は、インターネットで「<http://www.sagami-portal.com/>」と入力するか、「さがみはら地域ポータル」や「さがポ」のキーワードでも閲覧ができます。

会員登録をすれば、地域の情報を掲示板に書き込んだり、自分の日記を書いたり、団体ホームページを作ったり、様々な活用をすることができます。

団体ホームページの制作方法や、利用の仕方を学ぶ活用講座(無料)も実施しています。



サイトマスコット でいらボー



【お問い合わせ】相模原市コミュニティサイト運営プロジェクト

Mail : info@sagami-portal.com



特定非営利活動法人（NPO法人）設立認証等事務

市では、特定非営利活動法人（NPO法人）の設立にあたって、その団体が「特定非営利活動促進法」の要件を満たしているかどうかを確認する、認証を行っています。

認証後、登記等の手続きを行うことで、団体に「法人格」が付与されます。また、税制上の優遇措置を受けることができる「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」及び「指定特定非営利活動法人（指定NPO法人）」に関する事務も行っています。

【 NPO法人の定義については、7ページのちょっとガイドをご参照ください】

1 認証

法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、登記をすると、NPO法人として成立します。

2 認定

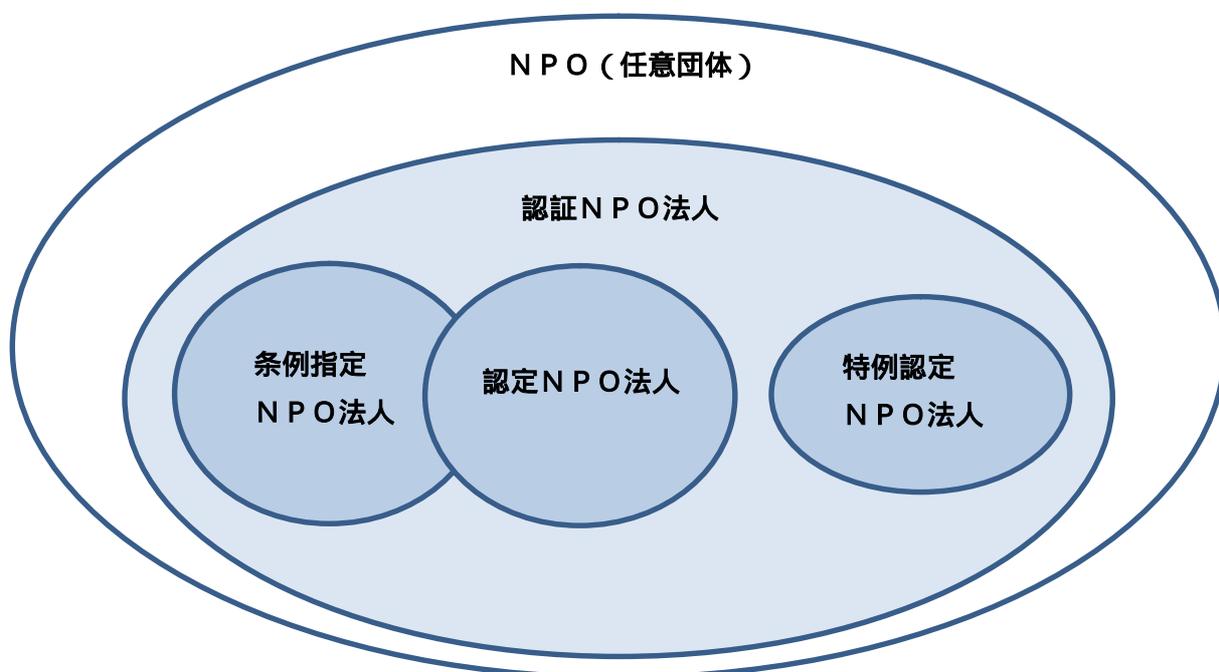
NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するものでPST（下記参照）を含む一定の基準に適合したものととして所轄庁（相模原市）が認めるものです。

3 特例認定

設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものにつきPST（下記参照）を除く一定の基準に適合したものととして所轄庁（相模原市）が3年間に限り認めるものです。

4 条例指定

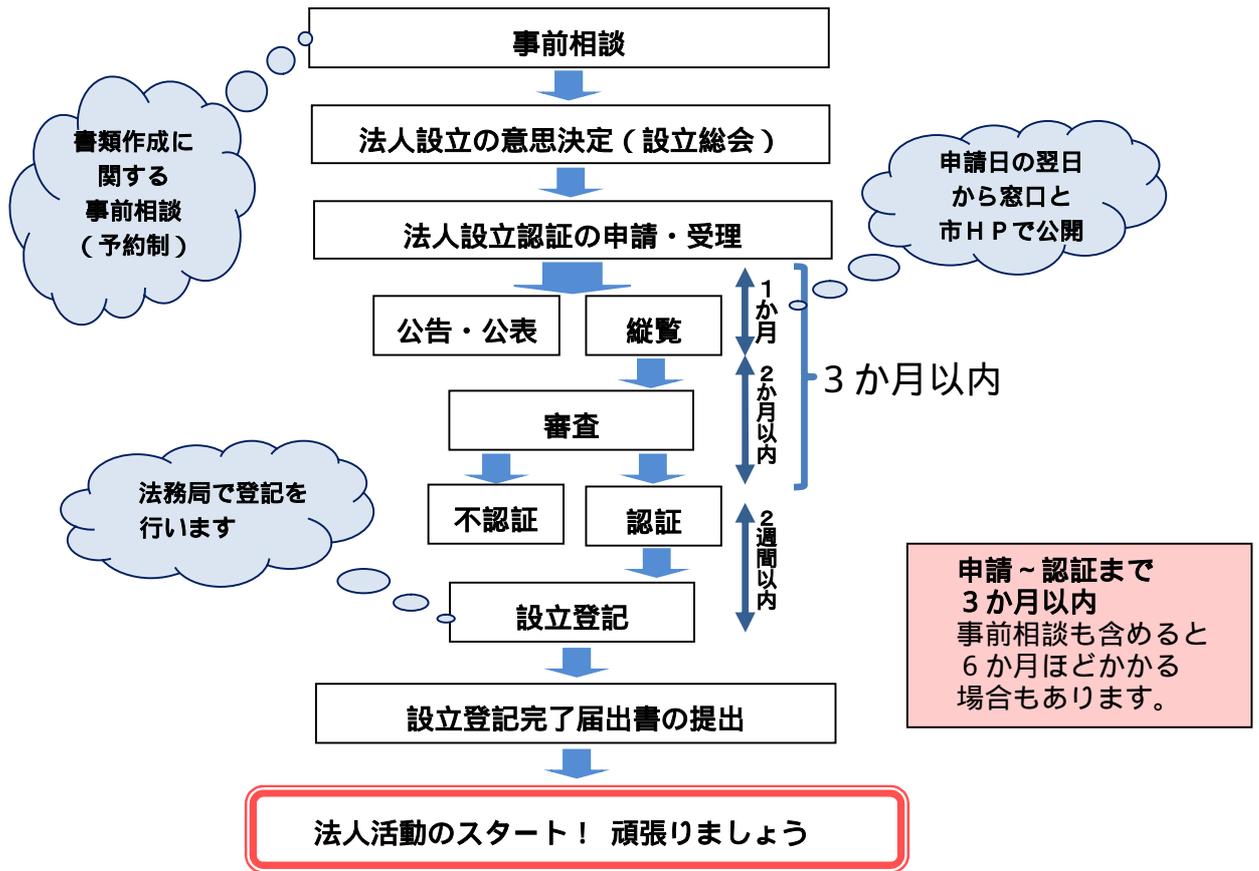
個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が条例で個別に指定するものです。



PST（パブリック・サポート・テスト）（～のいずれか1つを満たす必要あり）

相対値基準	...	収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上
絶対値基準	...	年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
条例指定	...	事務所のある自治体で条例指定を受けていること

NPO法人成立までの流れ



ちょっとガイド

特定非営利活動とは...

特定非営利活動促進法(NPO法)で規定された20種類の活動で、非常に広い範囲を網羅しています。

活動分野の20項目(NPO法別表より)

保健、医療又は福祉の増進を図る活動	社会教育の推進を図る活動	まちづくりの推進を図る活動
観光の振興を図る活動	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動	災害救援活動	地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	国際協力の活動	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動	情報化社会の発展を図る活動	科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	消費者の保護を図る活動
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	

認定・特例認定制度について

	認証（参考）	認定	特例認定	条例指定
本市での事務開始	平成22年4月～	平成24年4月～		平成24年7月～
概要	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度（認証後、登記をすれば、法人成立）	NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものでPSTを含む一定の基準に適合したものととして所轄庁が認めるものです。	設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正で、公益の増進に資するものにつきPSTを除く一定の基準に適合したものととして所轄庁が3年間に限り認めるものです。	個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定するものです。
主な基準	全 国 共 通			自治体により異なる
	書類の記載内容が法に則しているか審査	1 PST 2 活動の対象 3 運営組織・経理 4 事業活動 5 情報公開 6 事業報告書等提出 7 不正行為等なし 8 設立後1年超	（PST免除） 1 活動の対象 2 運営組織・経理 3 事業活動 4 情報公開 5 事業報告等提出 6 不正行為等なし 7 設立後1年超	・制度の導入、基準の設定等、全てが各自治体の任意 ・認定取得の際、条例指定された自治体に事務所のある法人はPST免除
税の優遇	なし	あり	あり	あり

認定・特例認定に対する税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） 所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額を総所得金額から控除 税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除			×
	個人住民税の寄附金控除（税額控除のみ） 税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2千円を控除した金額の最大10%（都道府県民税2%+市区町村民税8%）を住民税額から控除	×	×	
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入額の範囲内で損金算入可			×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外		×	×
NPO法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可（みなし寄附金） 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲（法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲）		×	×

* 認定（特例認定）及び指定を重複して取得することもできます。

NPO法人への寄附

特定非営利活動法人（NPO法人）は、皆さんの身近なところで様々な分野において活動しています。NPO法人の活動を応援する方法には、皆さんが活動に参加する直接的な支援のほかに、寄附を通じて活動を間接的に支援する方法もあります。

認定・特例認定NPO法人へ個人が寄附をした場合、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定したNPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

認定及び指定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附については、税制上の優遇はありませんが、当該NPO法人が今後、認定及び指定NPO法人を目指していく上での大きな力になります。

市内の認定NPO法人及び指定NPO法人の最新情報については、市ホームページでご確認いただくか、市民協働推進課までお気軽にお問い合わせください。

応援したいNPO法人をさがしてみよう！

NPO法人の情報は、市や内閣府のホームページ、さがみはら市民活動サポートセンターのホームページなどで得ることができます。



内閣府NPO法人
ポータルサイト

全国のNPO法人に関する情報を検索できます。
<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

相模原市
ホームページ

認定・特例認定NPO法人、指定NPO法人に関する情報を掲載しています。
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/index.html

さがみはら市民活動
サポートセンター

市民活動団体(ボランティア団体やNPO法人)の検索のほか、講座やイベントの情報も掲載しています。市民活動に関する情報が満載のメールマガジンも毎月発行しています。 <http://www.sagamaru.org/>

さがみはら市民活動サポートセンターの
情報誌「さぼせんナウ」

偶数月に発行。市役所やまちづくりセンターなどで配布しています。

寄附で NPO 法人を応援しよう！



認定・特例認定・指定 NPO 法人への寄附
(税制上の優遇があります)

NPO 法人への寄附
認定や条例指定を受けるための“力”^{ちから}になります。(税制上の優遇はありません)

認定・特例認定 NPO 法人への寄附 所得税や個人住民税の寄附金控除など税制上の優遇措置
指定 NPO 法人への寄附 個人住民税の寄附金控除

例えば、個人が 1 万円 寄附をすると・・・

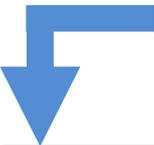
1 寄附をする



NPO
法人

10,000 円

寄附先の NPO 法人から寄附に関する
受領証明書等を受け取り、申告時
(寄附をした翌年の 3 月 15 日)まで保管
しておく

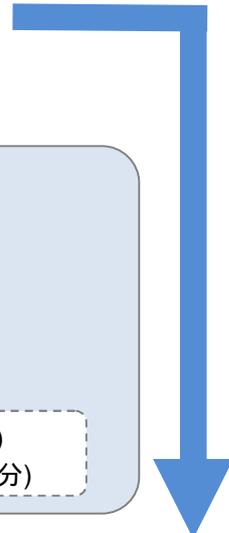


認定・特例認定 NPO 法人の場合

- 2 相模原税務署で確定申告をする
- 3 所得税・個人住民税が軽減

最大 4,000 円の税金が軽減

(1 万円 - 2,000 円(適用下限額)) × 40% = 3,200 円(所得税分)
(1 万円 - 2,000 円(適用下限額)) × 10% = 800 円(個人住民税分)



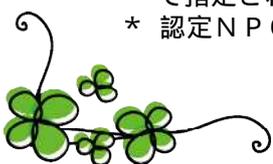
指定 NPO 法人の場合

- 2 市民税課などで個人住民税の申告をする
- 3 個人住民税が軽減

最大 800 円の税金が軽減

(1 万円 - 2,000 円(適用下限額)) × 8% = 640 円(市民税分)
(1 万円 - 2,000 円(適用下限額)) × 2% = 160 円(県民税分)

- * 所得税・個人住民税の控除額には、上限があります。
- * 市民税・県民税それぞれの控除を受けるには、寄附先の NPO 法人が相模原市と神奈川県のもので指定されている必要があります。
- * 認定 NPO 法人への寄附については、あわせて法人税や相続税に関する優遇措置もあります。



その他（市民活動関連支援制度等）

市民活動に対する支援制度としては、先に挙げた「協働事業提案制度」や「市民・行政協働運営型市民ファンドゆめの芽」などのほかに、さがみはら市民活動サポートセンターにおいて、次に掲げる支援事業を行っています。

たすかるバンク - 市民活動団体と個人の人材交流をサポートする仕組み -

相模原市内で公益的な活動をしながらも、人材不足で困っている市民活動団体と、自らの力を活かして社会貢献をしたい市民をつなぎ、市民活動の更なる活性化を目指す人材交流ネットワークです。「たすけ」を必要とする団体は「ニーズ登録」を、「たすけ」たい個人は「人材登録」をします。情報を基にマッチングを行い、人材及び団体を紹介します。

NPOはじめての一步講座 - NPO法人会計の基本の「き」も学べる！NPO基礎講座 -

NPOの基本や法人設立手続きなどのノウハウについての講座を行っています。
対象者：NPOに興味がある人かNPO法人の設立を検討している人
年に数回実施しており、あらかじめ申し込みが必要です。

NPO“よろず”相談会 - 想いをカタチに。NPOに関する相談ならどんなことでも！ -

NPO法人の設立やNPOに関するさまざまな相談に応じる相談会を月に数回、各区で実施しています。費用は無料で、あらかじめ申し込みが必要です。

対象者：市内でNPO活動を行っているか、行いたい個人や団体（申込順）

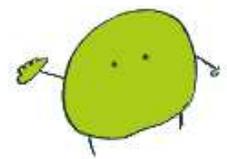
会 場：緑区...ソレイユさがみ

中央区...さがみはら市民活動サポートセンター

南区...ユニコムプラザさがみはら

時 間：午後1時・2時・3時（各40分程度）

申し込み：開催日3日前までに、さがみはら市民活動サポートセンター（042-755-5790）へ電話でお申し込みください（空きがあれば当日申込も可）



「はじめての一步講座」・「よろず相談会」ともに、開催日程については、広報さがみはら及びさがみはら市民活動サポートセンターホームページ(<http://www.sagamaru.org>)にてご確認ください。

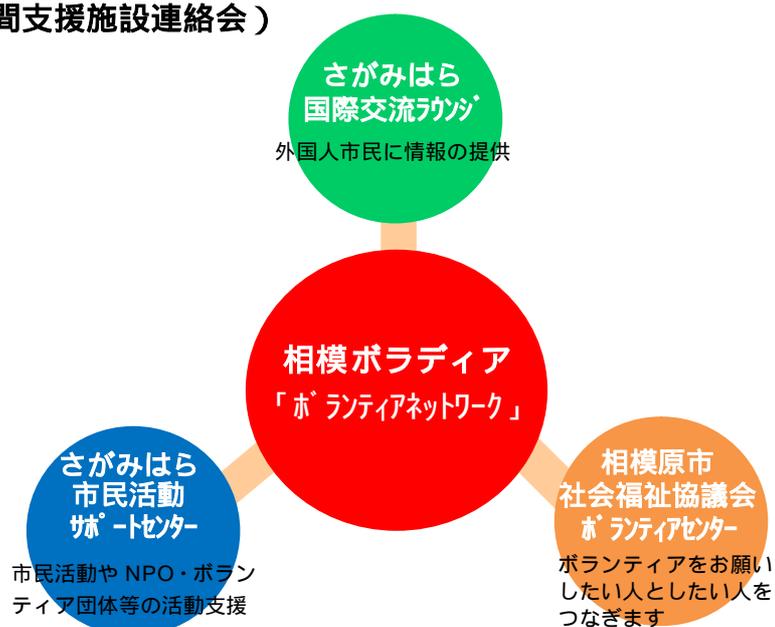
ボランティア情報誌「つなげよう笑顔」の発行 - 自分に合った活動を探せる -

相模原市内でボランティアを受け入れている団体を分野別に掲載した冊子です。気になる活動を見つけたら、まずは気軽にお問い合わせください。

相模ボラディア（相模原市市民活動中間支援施設連絡会）

ボランティアに興味がある人のためのボランティアネットワークで、相模原市の市民活動やボランティアを支援する3つの施設が、一緒に事業を計画、立案し実施しています。

各施設の登録団体の情報検索サイトの運営や、中・高校生を対象としたボランティアチャレンジスクールの開催、市民からの相談・対応の連携など、月1回定例会を開催し、情報交換を行っています。



【連絡先】

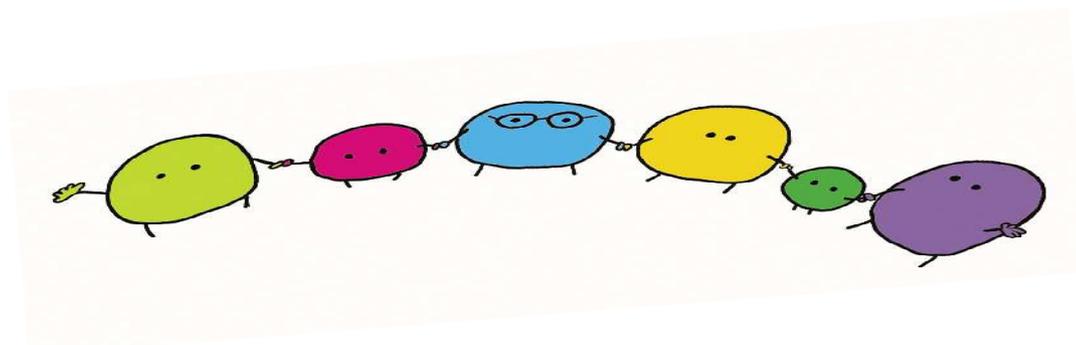
さがみはら市民活動サポートセンター 電話 042-755-5790 URL <http://www.sagamaru.org>

中央ボランティアセンター 電話 042-786-6181 URL <http://www.sagamiharashishakyo.or.jp>

さがみはら国際交流ラウンジ 電話 042-750-4150 URL <http://www1.odn.ne.jp/sil/>

このほか、労務の基本やNPO法人の会計、事業報告書作成のコツ等を伝える「団体運営のためのNPO基盤強化講座」、助成金申請のポイントや広報について学ぶ「NPO活性化講座」など、各種講座も実施しています。

市民活動を始めたい人や活動を進めるうえでの困り事など、お気軽にさがみはら市民活動サポートセンターへお尋ねください。（連絡先については、次ページを参照）



協働推進のための拠点・施設等

さがみはら市民活動サポートセンター

社会福祉や環境保全等、様々な分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動や、団体の運営を支援する拠点として、けやき会館3階に平成14年に開設しました。

公設民営として、特定非営利活動法人さがみはら市民会議との協働運営を平成18年度から行っており、会議室や作業スペースの提供のほか、市民活動に役立つ情報や学習機会の提供、活動に関する相談や助言など、様々な支援を行っています。



所在地：中央区富士見6-6-23 けやき会館3階
開館時間：午前9時～午後9時（日曜日は午後5時まで）
休館日：月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
目的：市民が行う市民活動及び地域活動を支援するため
運営体制：公設民営（協働運営）

主な業務内容

・活動の場の提供

作業場や打合せに使えるオープンスペースや会議室

コピー、印刷、紙折、丁合、ラミネーターなどの作業コーナー、パソコンコーナー など

・情報の収集と発信

情報掲示コーナーやメディアを活用した団体情報の収集や発信

センター情報誌「さぼせんナウ」やメールマガジンでの情報発信 など

・学習機会の提供

NPOに関する基礎的な知識を学ぶ講座

広報、会計など運営を応援するための実務講座

団体の活動を活性化するための助成金講座 など

・市民活動に関する相談

NPO、ボランティアなどに関する総合的な相談

NPOの立上げ、基盤強化、組織運営、活動の拡大や推進に関する予約制の相談会

・交流機会の提供

団体間や様々なセクター間の連携のためのイベントや懇談会の開催

【連絡先】さがみはら市民活動サポートセンター 電話/FAX：042-755-5790

メール sagami.saposen@iris.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.sagamaru.org>

ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）

ユニコムプラザさがみはらは、地域活動や市民活動を行う市民と、高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域課題の解決や、地域の活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する拠点として、相模大野駅北口に平成25年3月に開設しました。



「新・相模原市総合計画」の基本目標の一つである、市民とともに創る自立分権都市の実現に向け、皆で担うまちづくりを推進し、大学の高度な専門性と人材を広く活用しながら、市民、NPO、企業など様々な主体の協働による、新たな地域活動や市民活動の創出を目指します。

所在地：南区相模大野3-3-2 bono相模大野サウスモール3階

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）、施設点検等で休所する日

設置目的：市民と大学等との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため

運営体制：指定管理者制度

主な業務内容

- ・利用の承認等に関する業務
- ・大学の研究教育活動や地域連携の取組等の情報を発信する業務
- ・地域活動や市民活動を行う市民と大学との橋渡しをする業務
- ・さがみはら地域づくり大学の運営等に関する業務
- ・センター利用の促進に関する業務
- ・市民と大学が地域課題の解決や地域の活性化を・市民と大学が地域課題の解決や地域の目的とした交流、研究、対話等を行う機会を提供する業務
- ・施設の集客や知名度の向上を図り、施設の活性化を推進する業務

【連絡先】 ユニコムプラザさがみはら 電話：042-701-4370 FAX：042-701-4371

ホームページ <http://unicom-plaza.jp>

その他（様々な活動のための拠点・施設等）

先に挙げた「さがみはら市民活動サポートセンター」や「ユニコムプラザさがみはら」のほかに、次に掲げる拠点・施設等では、それぞれの分野において、中間支援的な機能・役割を有し、協働の取組が進められています。

ソレイユさがみ（男女共同参画推進センター）

ソレイユさがみでは、学習機会の提供、活動や交流の場の提供、情報の収集や提供、女性相談などを主に行っています。女性にも男性にもあらゆる世代に開かれた施設として、男女の新しい生き方、パートナーシップづくりを目指すさまざまな活動を応援します。

所在地	〒252-0143 緑区橋本6 - 2 - 1（シティ・プラザはしもと内）
開館時間	午前9時から午後10時まで
休館日	偶数月第4月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
電話番号	042-775-1775 ファクス番号 042-775-1776

さがみはら国際交流ラウンジ

さがみはら国際交流ラウンジは、外国人と共に生きる住みよい環境づくりを進めるために、相模原市に在住する外国人市民への情報提供の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場、国際交流の場として設置しています。

所在地	〒252-0233 中央区鹿沼台1 - 9 - 15 プロミティふちのベビル内
開館時間	午前9時30分から午後8時50分まで（日曜日のみ午後5時50分まで）
休館日	毎週木曜日、年末年始（12月28日から1月3日まで）ほか
電話番号	042-750-4150 ファクス番号 042-750-4150

環境情報センター

環境情報センターは、地域の自発的な環境学習や環境活動を支援するため、市民、事業者、大学、行政の環境に関する活動や情報をセンターに集約して情報提供をしています。

また、活動の支援だけでなく、それぞれの情報や活動を結びつけ、さらに活動の輪を広げていくことをめざしています。

所在地	〒252-0236 中央区富士見1 - 3 - 41
開館時間	午前9時から午後5時まで （学習室と活動室は、日曜日・祝日等を除く開所日の午前9時から午後10時まで）
休館日	毎週木曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、施設保守点検日等
電話番号	042-769-9248 Eメールアドレス kankyo@eic-sagamihara.jp

各公民館

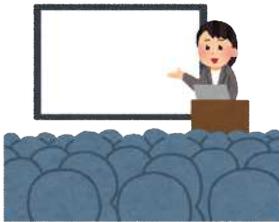
地域の皆さんが学習・文化・スポーツなどの活動を通じて、話し合い、考えあいながら心のふれあいを深める場です。さらに交流と連携を図るなかで、より充実した生活とより豊かな地域をつくりだすことを目指しています。「まちづくりセンター」との併設館と公民館のみの単独館とがあり、市内に32館設置されています。協働を推進していく拠点の一つとして、他の施設とも連携していくことが必要です。

区	公民館	所在地	電話
緑区	大沢公民館	緑区大島 1 7 7 6 - 5	042-762-0811
	橋本公民館	緑区橋本 6 - 2 - 1 シティ・プラザはしもと内	042-771-1051
	相原公民館	緑区相原 4 - 1 4 - 1 2	042-773-7800
	城山公民館	緑区久保沢 1 - 3 - 1	042-783-8194
	津久井中央公民館	緑区中野 6 3 3 - 1	042-784-3211
	青根公民館	緑区青根 1 3 7 2 - 1	042-787-2511
	相模湖公民館	緑区与瀬 1 1 3 4 - 3	042-684-2377
	千木良公民館	緑区千木良 9 9 1 - 1	042-684-4349
	藤野中央公民館	緑区小淵 1 9 9 2	042-686-6151
	沢井公民館	緑区澤井 9 3 6	042-686-6151
	牧野公民館	緑区牧野 4 2 3 2	042-686-6151
	佐野川公民館	緑区佐野川 2 9 0 3	042-687-2606
中央区	大野北公民館	中央区鹿沼台 1 - 1 0 - 2 0	042-755-6601
	田名公民館	中央区田名 4 8 3 4	042-761-1251
	上溝公民館	中央区上溝 7 - 7 - 1 7	042-761-2288
	小山公民館	中央区向陽町 8 - 1	042-755-7500
	横山公民館	中央区横山台 1 - 2 0 - 1 0	042-756-1555
	清新公民館	中央区清新 3 - 1 6 - 1	042-755-8000
	中央公民館	中央区富士見 2 - 1 3 - 1	042-758-9000
	星が丘公民館	中央区星が丘 3 - 1 - 3 8	042-755-0600
	光が丘公民館	中央区並木 4 - 7 - 9	042-756-1117
	陽光台公民館	中央区陽光台 5 - 6 - 1	042-755-3451
南区	大野南公民館	南区相模大野 5 - 3 1 - 1	042-749-2121
	大野中公民館	南区古淵 3 - 2 1 - 1	042-746-6600
	麻溝公民館	南区下溝 5 9 4 - 6	042-778-2277
	新磯公民館	南区磯部 9 1 6 - 3	046-256-1900
	相模台公民館	南区相模台 1 - 1 3 - 5	042-743-7871
	相武台公民館	南区新磯野 4 - 1 - 3	046-256-3700
	東林公民館	南区相南 1 - 1 0 - 1 0	042-744-0087
	上鶴間公民館	南区上鶴間本町 7 - 7 - 1	042-749-6611
	大野台公民館	南区大野台 5 - 1 6 - 3 8	042-755-6000
大沼公民館	南区東大沼 3 - 1 7 - 1 5	042-744-7722	

その他の協働推進施策等

さがみはら地域づくり大学

相模原市市民協働推進基本計画の基本施策2「協働に関する学習機会の提供」に基づき、協働の観点での地域活動及び市民活動を促進するために必要な知識や技術を体系的に学ぶことができる場として「さがみはら地域づくり大学」を設置し、平成27年6月に開講しました。



基礎コース 必修3講座 選択2講座

協働に関する基本的な知識等を習得したい方

応用コース 必修3講座 選択2講座

地域活動や市民活動の実践的なスキルを習得したい方

専門講座 2～5講座（年度によって変動あり）

分野別の専門的な知識の習得を目指す方

毎年3月から4月中旬に受講者を募集しています。（申込期間後でも、定員に空きがあれば申し込み可能です。）

主な講座の開催場所は、ユニコムプラザさがみはらで、各講座は6月から翌年1月にかけて実施し、コース単位で申し込み、一定以上の講座を受講した方には、修了証をお渡しします。

問合せ・申込み先：ユニコムプラザさがみはら 042 - 701 - 4370

地域活動・市民活動ボランティア認定制度

地域活動・市民活動への参加を促すきっかけづくりとして、若い世代におけるボランティア意識の醸成が望まれることから、社会に出る前の大学生を対象として、活動認定を行っています。

学生の行った地域貢献活動に対して、市として感謝の意を表するとともに、将来にわたり地域貢献に目を向け、活動していただくための励みとして認定証の贈呈を行うもので、平成26年度から開始しています。

大学等からの推薦に基づき、一定以上の地域貢献活動を自主的に行った学生及び学生グループに対し、制度開始から平成29年度までに個人120名、10団体に対し、認定証を贈呈しました。

認定証贈呈が契機となり、今後もライフステージの折々で活動に携わるなど、地域や社会課題の解決に意識を持つ担い手が増えていくことが期待されます。

大学との包括連携協定

大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化・発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、市のまちづくりに寄与することを目的として、市内及び近隣に所在する10大学と包括連携協定を締結しています。

【包括連携協定締結大学一覧】

	名 称	協定締結日
1	相模女子大学及び相模女子大学短期大学部	平成26年 5月21日
2	青山学院大学	平成26年11月18日
3	麻布大学	
4	和泉短期大学	
5	桜美林大学	
6	女子美術大学	
7	北里大学	平成27年 2月 3日
8	東海大学	平成27年 8月 5日
9	横浜国立大学	
10	多摩美術大学	平成28年11月11日

【大学との連携による取組事例】～今までにこんな取組が行われています～

事例1：スポーツ教室

内 容 大学が中学生へのスポーツ指導を実施している。中学生は大学生のレベルの高さに驚き、刺激を受け、大学生は実際に指導する立場を通じて良い経験の場となっている。

事例2：オレンジリボン・キャンペーン

内 容 市が毎年オレンジリボン（児童虐待防止）の材料を大学へ提供し、作成を依頼するとともに、学生と一緒に啓発活動を行っている。

事例3：委託業務

内 容 市がイベントガイドや防災グッズ等のデザイン業務を大学に委託し、大学側のノウハウやスキルを活用している。

事例4：アンケート調査

内 容 市が大学教授や大学生を対象としたアンケート調査を実施し、計画等の基礎資料とするなど行政施策に生かしている。

その他（市政への参加）

審議会等及び協議会等の公募委員

相模原市では、審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的かつ主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップのもと、開かれた市政の推進に寄与するため、平成10年10月に「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」を策定しました。

この基本指針では、「会議の公開」や「委員公募制の導入の推進」などを定めており、各所属で所管する審議会等及び協議会等において、委員任期に合わせて、市民から委員を公募しています。

応募にあたっては、応募申込書を提出いただき、その上で選考となります。市民の目線による意見を述べていただくことで、議論の深まりが期待されます。

募集については、市ホームページや広報さがみはらに掲載されます。関心ある分野の審議会の委員となり、意見を直接伝えていただくことは、貴重な市政への参加の機会であり、「市民協働」の一つのスタイルと言えます。

パブリックコメント

パブリックコメントは、計画等の策定過程の透明性、公正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政参加を推進することを目的として、計画等の策定前に広く市民等から意見を求める制度です。

意見の募集にあたっては、事前に市ホームページや広報さがみはらにより周知を行い、実施期間中は計画案等を市ホームページや行政資料コーナー、まちづくりセンター、公民館などで閲覧することができます。

意見の提出は、郵送やファクス、電子メール等により行うことができ、お寄せいただいた意見に対しては、市の考えを公表します。

市政に関する世論調査

市政に関する世論調査は、市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な資料とするために毎年行っているもので、18歳以上の市内在住者から無作為に抽出した3,000人を対象に調査を実施しています。

調査には、経年調査項目（「定住意識」・「まちづくり」・「広報」（各項目は3年に1回調査））と随時調査項目があります。

調査結果は、「市政に関する世論調査報告書」にまとめ、市ホームページに掲載し、公表を行っています。また、行政資料コーナー及び公文書館で販売しているほか、各図書館・まちづくりセンター・出張所・公民館で閲覧することができます。

市政モニター

市政について、市民の皆様からの意見・提言などを計画的、継続的に収集し、施策の立案や行政効果の測定などに活用することによって、市政の民主的、効果的な運営を図るため、実施しています。

対象者は、市内在住の16歳以上(公務員などやモニター経験が連続2年を超える人を除く。1世帯1人まで)で、定員は150人(選考)です。

ジュニア・市政モニター

次代を担う子どもたちが市政に関心を持ち、新たな発想で市政に意見や提案を寄せられる機会をつくるため、実施しています。

対象者は、市内の各学校に選出を依頼した中学生及び高校生です。



相模原市市民協働推進条例

相模原市市民協働推進条例

平成24年3月27日条例第6号

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。
- (2) 協働 市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。
- (3) 地域活動 地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。
- (4) 市民活動 市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との絆(きずな)を大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。

(協働の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則とし、協働を行います。

- (1) 相互理解 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- (2) 目的共有 協働の目的を明確にし、共有すること。
- (3) 役割合意と協力 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自立 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- (5) 透明性の確保 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、自らが公共を担うまちづくりの主体であることを認識し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

2 市民は、協働について理解を深め、育んでいくよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動や市民活動の推進に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、協働に関する施策を計画的に推進し、協働を行うための環境づくりに努めるものとします。

2 市は、協働により実施する事業について、企画立案、評価等の過程においても協働により取り組むよう努めるものとします。

3 市は、協働を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとします。

(基本施策)

第7条 市は、協働を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 協働に関する情報の収集及び発信

(2) 協働に関する学習機会の提供

(3) 協働により実施する事業への財政的支援

(4) 協働を推進する拠点となる場の提供

(5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要な施策

(市民協働推進基本計画)

第8条 市長は、この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画を策定するものとします。

2 市長は、市民協働推進基本計画の策定に当たっては、相模原市市民協働推進審議会の意見を聴くものとします。

(相模原市市民協働推進審議会)

第9条 市長は、協働に関する必要な事項について意見を求めるため、相模原市市民協働推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、この条例の理念に基づき運営します。

3 審議会は、協働に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申します。

4 審議会は、協働の推進に関する事項について、市長に提案します。

5 審議会は、委員15人以内で組織します。

6 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営等について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

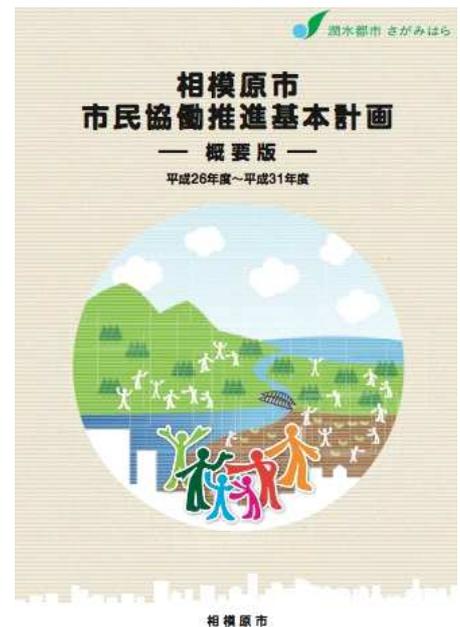
相模原市市民協働推進基本計画

計画策定の目的

相模原市市民協働推進条例（平成24年相模原市条例第6号）の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に策定されました。

計画の位置付け

相模原市市民協働推進条例第8条の規定に基づく基本計画であるとともに、「新・相模原市総合計画」部門別計画（皆で担うまちづくりの推進）に位置付けられており、市の協働を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、各区の地域性に即した協働の取組が掲載されている区ビジョンや分野ごとに策定された部門別計画とも関係しています。



計画の期間

新・相模原市総合計画との整合性を図るため、平成26年度から平成31年度までの6年間となっています。

協働を推進するための取組

本市では、協働を推進するため、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえて、相模原市市民協働推進条例に掲げる基本施策を実施するものとし、「皆で担う地域社会」の実現を図ります。

計画期間の目標：「連携強化による、更なる協働の推進」を目指す

協働が行われるためには、まず、お互いが知り合い、つながることが必要です。本計画期間においては、まちづくりを担う様々な主体同士の連携を強化し、協働が推進されている都市を目指します。協働が推進されている都市とは、これまで連携する機会が少なかった主体同士の連携を強化することで新たな協働が創出され、市民が協働に参加する機会や方法が多様化し、様々な協働が行われている都市です。

成果指標

目標の達成度については、「新・相模原市総合計画」施策48「皆で担うまちづくりの推進」における成果指標を活用し、地域活動への参加率、市民活動への参加率、市内のNPO法人数の3つを成果指標として定め、検証します。

各基本施策とそれぞれの目標

6年間の目標「連携強化による、更なる協働の推進」を目指し、基本施策ごとに次のとおり目標を設定します。

なお、基本施策に係る主な事業は、市民協働の推進に直接関係する事業に絞っています。

基本施策 1 協働に関する情報の収集及び発信

目標：自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

基本施策 2 協働に関する学習機会の提供

目標：地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

基本施策 3 協働により実施する事業への財政的支援

目標：活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

基本施策 4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標：地域活動や市民活動を支援する施設や主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

基本施策 5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

目標：個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働により更に活動を発展させ、育ち合えるようにします。

基本施策 6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

目標：地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関われるようにします。

計画の進行管理と評価

本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、各施策の進捗状況をまとめ、評価を行い、市民に公表することで、本計画の推進や実効性の確保に資することを目的として、平成27年度から進行管理を実施しています。

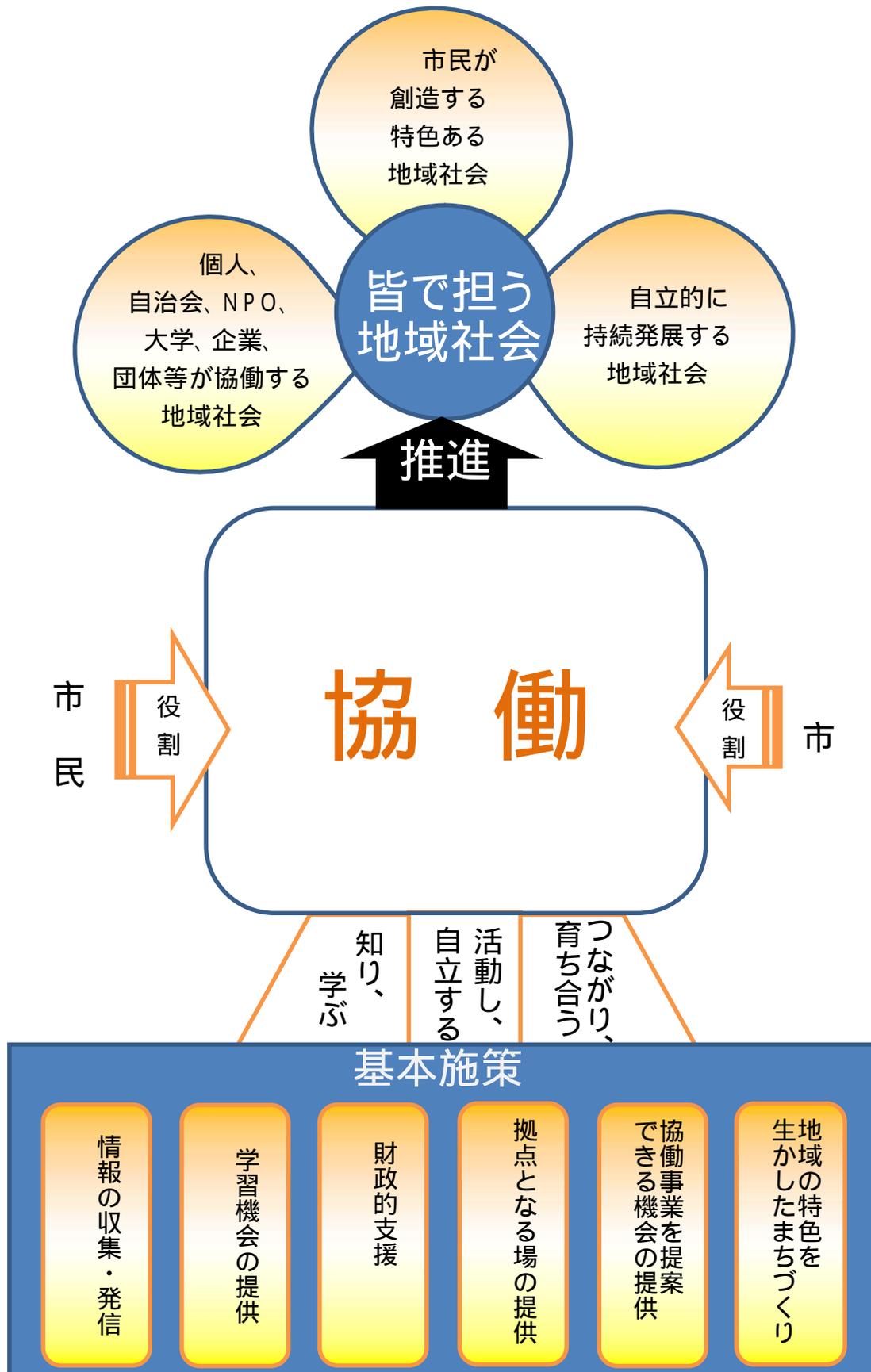
進行管理シートを用いて、前年度の事業の実施状況や事業担当課の評価をもとに、相模原市市民協働推進審議会及び行政の評価を行っており、市ホームページに掲載し、市民への公表を行っています。

計画全体に対する評価については、最終年の前年にあたる平成30年度に行います。

今後に向けて

本計画の期間が平成31年度までであることから、平成30年度より次期計画の策定に向けた検討を進めています。

皆で担う地域社会を実現するためのイメージ図



各施策担当課 連絡先一覧

市民協働推進課

所在地：〒252-5277

相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 相模原市役所 第 2 別館 4 階

電 話：042-769-9225 / 042-769-8226

F A X：042-754-7990

メール：shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

各まちづくりセンター

区	まちづくりセンター	所在地	電 話
緑区	橋本まちづくりセンター	緑区西橋本 5 - 3 - 2 1 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354
	大沢まちづくりセンター	緑区大島 1 7 7 6 - 5	042-761-2610
	城山まちづくりセンター	緑区久保沢 1 - 3 - 1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117
	津久井まちづくりセンター	緑区中野 6 3 3 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403
	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬 8 9 6 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3212
	藤野まちづくりセンター	緑区小淵 2 0 0 0 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119
中央区	本庁地域まちづくりセンター	中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 相模原市役所本館 1 階	042-707-7049
	大野北まちづくりセンター	中央区鹿沼台 1 - 1 0 - 2 0	042-861-4512
	田名まちづくりセンター	中央区田名 4 8 3 4	042-761-0056
	上溝まちづくりセンター	中央区上溝 7 - 7 - 1 7	042-762-0079
南区	大野南まちづくりセンター	南区相模大野 5 - 3 1 - 1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217
	大野中まちづくりセンター	南区古淵 3 - 2 1 - 1	042-741-6695
	麻溝まちづくりセンター	南区下溝 5 9 4 - 6	042-778-2381
	新磯まちづくりセンター	南区磯部 9 1 6 - 3	046-251-0014
	相模台まちづくりセンター	南区相模台 1 - 1 3 - 5	042-744-3148
	相武台まちづくりセンター	南区新磯野 4 - 1 - 3	046-254-3755
	東林まちづくりセンター	南区相南 1 - 1 0 - 1 0	042-744-5187

電話番号が複数ある場合、「地域振興班」あるいは「団体専用」の番号を掲載してあります。

相模原市協働ガイドブック

発行 平成 31 年 3 月

編集 相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277

相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電話 042(769)9225 FAX042(754)7990